

死亡一時金、寡婦年金 お手続きガイド

手続きに必要な要件などのご確認

死亡一時金、寡婦年金の受取り手続きにあたって、必要な要件などをご確認いただきます。

年金の受取り内容のご確認

死亡一時金、寡婦年金の年金額などをご確認いただきます。

死亡一時金

寡婦年金

請求書類のご準備

請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただきます。

必要書類リスト

請求書類のご提出と重要事項のご確認

請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。

説明事項のご確認

余白

死亡一時金、寡婦年金 お手続きカード



手続きに必要な要件などのご確認

死亡一時金、寡婦年金の受取り手続きにあたって、必要な要件などをご確認いただきます。

⇒ お手続きカードNo.1,2,4,6,7,8,11,12



年金の受取り内容のご案内

死亡一時金、寡婦年金の年金額などをご確認いただきます。

死亡一時金

⇒ お手続きカードNo. 3

寡婦年金

⇒ お手続きカードNo. 9,10



請求書類のご準備

請求書の記載の方法や請求の際の必要書類をご理解いただくとともに、本日お持ちではない書類があれば、ご準備いただきます。

⇒ 必要書類リスト

⇒ お手続きカード  請求書等記入例



請求書類のご提出と重要事項のご確認

請求書類のご提出と請求書提出にあたっての重要事項についてご確認いただきます。

⇒ 説明事項のご確認

⇒ お手続きカードNo. 5,13

– 目次 –

カード No.	タイトル	説明の対象者 (例)	概要
1	死亡一時金を 受け取るための 3つの要件	● 全ての者	■ 遺族の要件 ■ 亡くなった方の要件 ■ 亡くなった方の保険料納付要件
2	生計同一関係とは	● 死亡者の配偶者、子、父母、 孫、祖父母、兄弟姉妹	■ 生計同一関係の認定要件
3	いくら？ – 死亡一時金額の 計算 –	● 全ての者 ● 死亡一時金の受給要件を 満たす者	■ 受け取れる金額 ■ 保険料を納めた月数とは
4	死亡の推定と失踪宣告	● 3か月間生死が分から ない者の遺族 ● 3か月以内に死亡が明らか になったが、死亡の時期が 分からない者の遺族	■ 死亡の推定 ■ 失踪宣告 ■ 要件判定日
5	請求後の流れ	● 死亡一時金の請求書を提出 した者	■ 一時金の決定と受取り
6	寡婦年金を 受け取るための 3つの要件	● 全ての者	■ 遺族の要件 ■ 亡くなった方の要件 ■ 亡くなった方の保険料納付要件
7	保険料納付済期間、 保険料免除期間	● 全ての者	■ 保険料納付済期間 ■ 保険料免除期間
8	生計維持・同一関係 とは	● 死亡者の妻	■ 妻の生計維持・同一関係の認定要件
9	いくら？ – 年金額の計算 –	● 全ての者 ● 寡婦年金の受給要件を 満たす妻	■ 妻が受け取れる年金額 ■ 死亡した夫が受け取ることができた 老齢基礎年金額 ■ 注意点
10	いつからいつまで 受け取れる？	● 全ての者 ● 寡婦年金の受給要件を 満たす妻	■ いつから受け取れる？ ■ いつまで受け取れる？ ■ いつから入金されるか
11	死亡の推定と失踪宣告	● 3か月間生死が分から ない者の妻 ● 3か月以内に死亡が明らか になったが、死亡の時期が 分からない者の妻	■ 死亡の推定 ■ 失踪宣告 ■ 要件判定日
12	交通事故等による 死亡の場合の 支給停止期間	● 第三者行為により死亡した 者の妻	■ 受け取れなくなるケース ■ 支給停止される金額
13	請求後の流れ	● 寡婦年金の請求書を提出 した者	■ 年金の決定と受取り

No.1-1 死亡一時金を受け取るための3つの要件

死亡一時金

✓ 遺族の要件

死亡日において、亡くなった方と生計を同じくしていた次の遺族に限られています。

※ **遺族基礎年金**を受け取るための要件を満たしている遺族がいる場合には、死亡一時金を受け取ることができません。

順位	遺族
1	配偶者
2	子
3	父母
4	孫
5	祖父母
6	兄弟姉妹

- 死亡一時金を受ける順位は、1～6の順です。死亡一時金を受け取ることができる先順位者がいる場合には、後順位者は受け取ることができません。
- 死亡一時金を受けるべき同順位の遺族が2人以上いる場合であって、そのうち1人がした死亡一時金の請求は、全員のためにその全額についてしたものとみなされます。
- 遺族の方の年齢制限はありません。

➔ 遺族の範囲

✓ 亡くなった方の要件

亡くなった方が**老齢基礎年金**または**障害基礎年金**のいずれも受け取った（※）ことがない。

（※）生前ご本人が年金を受け取ってなかった場合でも、遺族に未支給年金を受け取る権利が発生している場合は「受け取った」とみなされます。
ただし、生前ご本人が老齢基礎年金の繰下げ受給を予定していた場合は除きます。

➔ 未-No.1

➔ 老-No.9

No.1-2 死亡一時金を受け取るための3つの要件

死亡一時金

✓ 亡くなった方の保険料納付要件

死亡日の前日において、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間にかかる保険料納付済月数などの合計が**36カ月以上**ある方。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{保険料} & & & & & & \\ \text{納付済月数} & + & \text{4分の1} & + & \text{半額} & + & \text{4分の3} \\ (\ast 1) & & \text{納付月数} & & \text{納付月数} & & \text{納付月数} \\ & & (\ast 2) & & (\ast 2) & & (\ast 2) \\ & & \times 1/4 & & \times 1/2 & & \times 3/4 \\ & & & & & & \geq 36 \text{カ月} \end{array}$$

- ※1 保険料を納めた月数をいいます。
- 第1号被保険者および昭和61年3月以前の国民年金の被保険者期間のうち保険料を納めた月数
 - 国民年金に任意加入して保険料を納めた月数
 - 保険料免除期間について保険料を追納した月数
 - 保険料未納期間について保険料を後納した月数
 - 時効消滅不整合期間について保険料を特例追納した月数
- ※2 保険料の納付を一部免除された期間のうち、保険料を納めた月数をいいます。

➔ 加免-No.16

※ 原則として、亡くなった日の翌日から2年を超えると時効により受け取ることができません。

※ 寡婦年金と死亡一時金の両方を受け取るための要件を満たしている場合は、受け取る方の選択によって、どちらか片方のみを受け取ることができます。

✓ 生計同一関係の認定要件

1. Aが配偶者または子

生計同一
要件
いずれか

- ① 死亡日においてAが死亡者と住民票上同一世帯に属していたとき
- ② 死亡日においてAが死亡者と住民票上世帯を異にしていたが、住所が住民票上同一であったとき
- ③ 死亡日においてAと死亡者の住所が住民票上異なっていたが、次のいずれかに該当したとき
 - ア 起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていたと認められるとき
 - イ 単身赴任、就学または病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっていたが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにしたと認められるとき
 - (i) Aが死亡者より、または死亡者がAより、生活費、療養費等の経済的な援助を受けていたこと
 - (ii) 死亡者との間に定期的に音信、訪問があったこと

2. Bが父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

生計同一
要件
いずれか

- ① 死亡日においてBが死亡者と住民票上同一世帯に属していたとき
- ② 死亡日においてBが死亡者と住民票上世帯を異にしていたが、住所が住民票上同一であったとき
- ③ 死亡日においてBと死亡者の住所が住民票上異なっていたが、次のいずれかに該当したとき
 - ア 起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていたと認められるとき
 - イ Bから死亡者に対して、または死亡者からBに対して、生活費、療養費等について生計の基盤となる経済的な援助が行われていたと認められるとき

余白

No.3-1 いくら? –死亡一時金額の計算–

死亡一時金

受け取れる金額

保険料を納めた月数	金額
36ヵ月以上180ヵ月未満	120,000円
180ヵ月以上240ヵ月未満	145,000円
240ヵ月以上300ヵ月未満	170,000円
300ヵ月以上360ヵ月未満	220,000円
360ヵ月以上420ヵ月未満	270,000円
420ヵ月以上	320,000円

※ 付加保険料を36ヵ月以上納めていた方は、上記に8,500円が加算されます。

✓ 保険料を納めた月数とは

以下の計算式で算定される月数です。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{保険料} & & & & & & \\ \text{納付済月数} & + & \text{4分の1} & + & \text{半額} & + & \text{4分の3} \\ (\ast 1) & & \text{納付月数} & & \text{納付月数} & & \text{納付月数} \\ & & (\ast 2) & & (\ast 2) & & (\ast 2) \\ & & \times 1/4 & & \times 1/2 & & \times 3/4 \end{array}$$

- ※1 死亡日の前日において、死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者期間について保険料を納めた月数をいいます。
- 第1号被保険者および昭和61年3月以前の国民年金の被保険者期間のうち保険料を納めた月数
 - 国民年金に任意加入して保険料を納めた月数
 - 保険料免除期間について保険料を追納した月数
 - 保険料未納期間について保険料を後納した月数
 - 時効消滅不整合期間について保険料を特例追納した月数
- ※2 保険料の納付を一部免除された期間のうち、保険料を納めた月数をいいます。

➔ 加免-No.16

No.4-1 死亡の推定と失踪宣告

死亡一時金

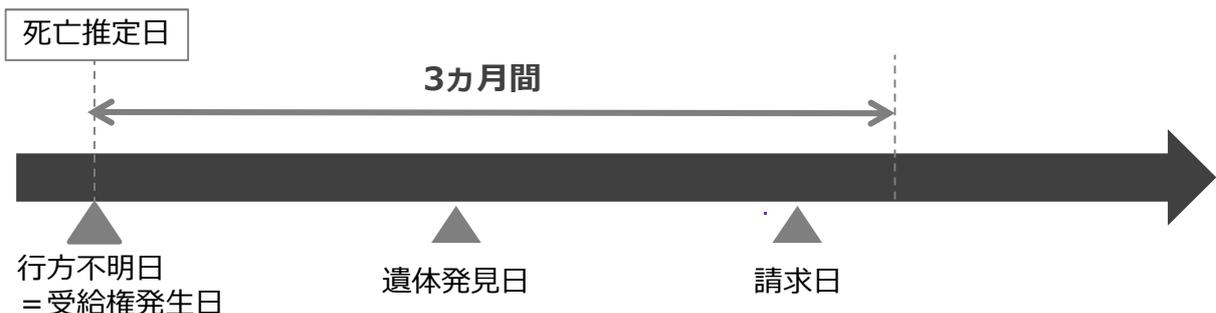
✓ 死亡の推定

船舶または航空機が、沈没（墜落）、滅失、もしくは行方不明等となった際、ともに行方不明となった方の生死が3カ月間分からない場合または死亡が3カ月以内に明らかになり、死亡の時期が分からない場合には、その船舶または航空機が沈没（墜落）、滅失、もしくは行方不明となった日に、その方は、死亡したものと推定します。

3カ月間生死が分からない場合



3カ月以内に死亡が明らかになったが、死亡の時期が分からない場合



- ※ **東日本大震災**により行方不明となった際、行方不明となった方の生死が3カ月間分からない場合または死亡が3カ月以内に明らかになり、死亡の時期が分からない場合には、船舶または航空機が、沈没（墜落）、滅失、もしくは行方不明となった際と同様に取り扱います。

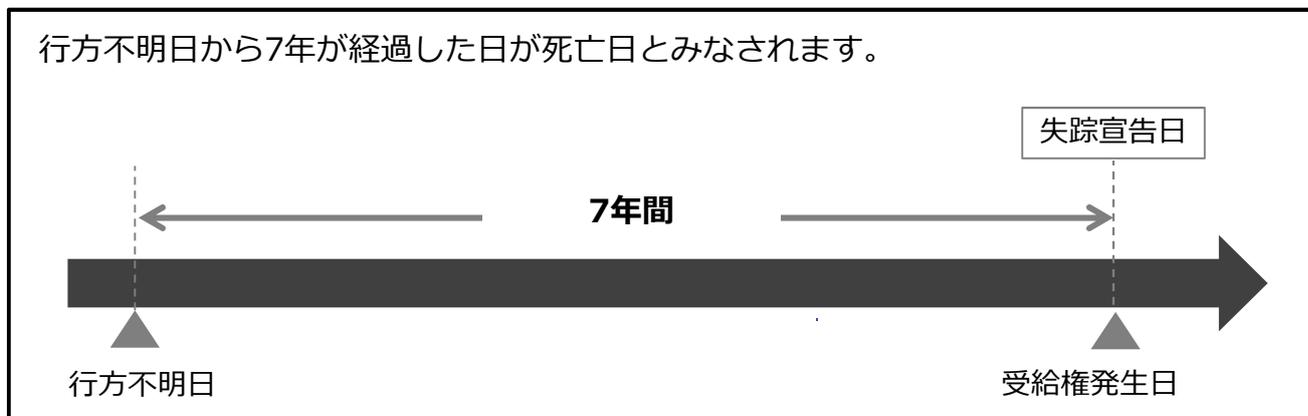
No.4-2 死亡の推定と失踪宣告

死亡一時金

✓ 失踪宣告

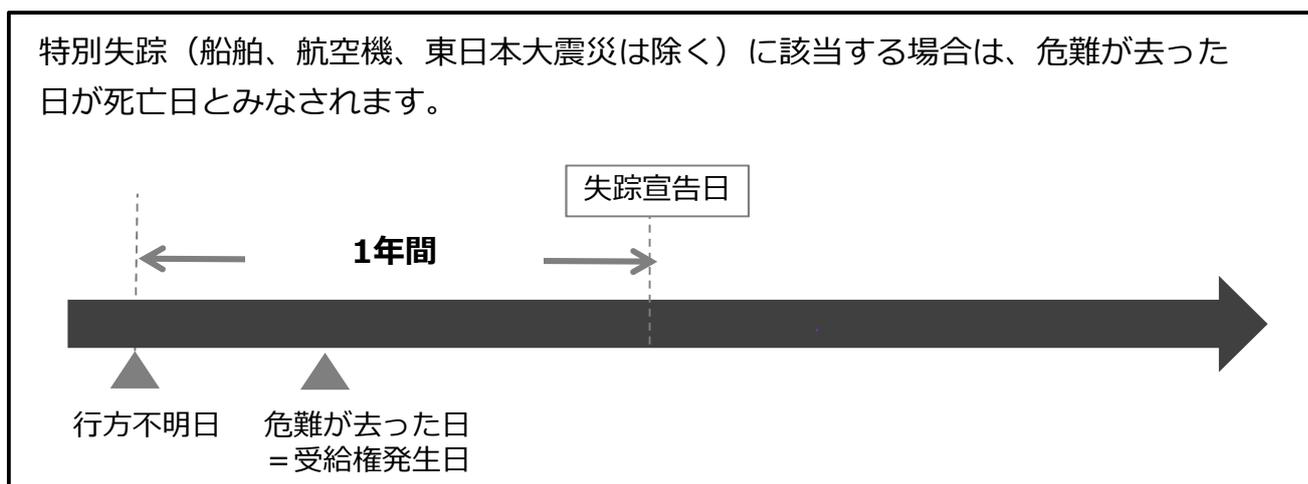
普通失踪

行方不明日から7年が経過した日が死亡日とみなされます。



特別失踪

特別失踪（船舶、航空機、東日本大震災は除く）に該当する場合は、危難が去った日が死亡日とみなされます。



✓ 要件判定日

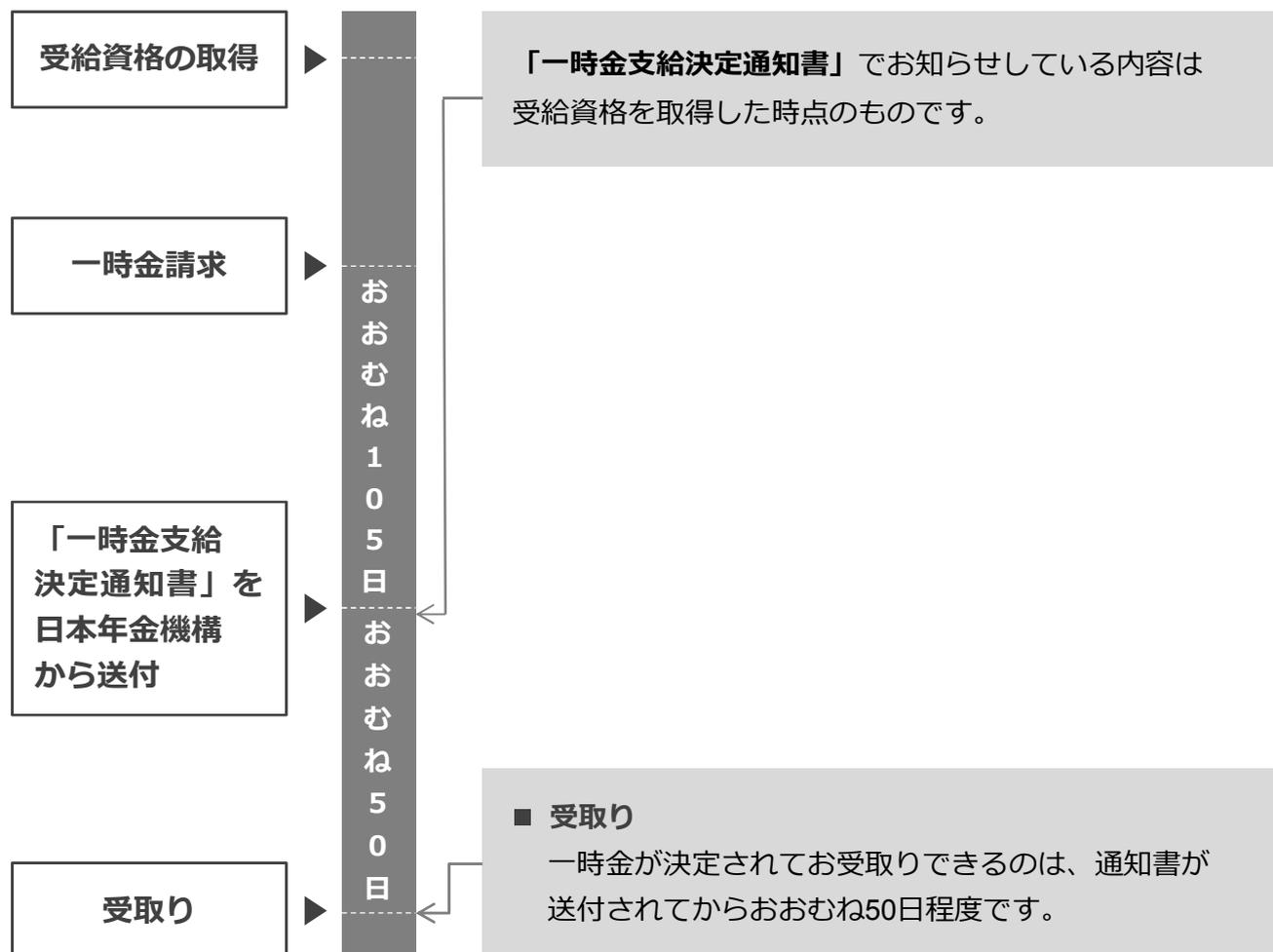
	死亡の推定	普通失踪	特別失踪
亡くなった方の保険料納付要件	行方不明日	行方不明日	
生計同一関係		行方不明日	
身分関係		失踪宣告日	危難が去った日

No.5-1 請求後の流れ

死亡一時金

✓ 一時金の決定と受取り

一時金請求の手続きが終わると、下図のように各種通知書等が送付され、一時金を受け取れます。



No.5-2 請求後の流れ

●一時金支給決定通知書

年 月 日

様

厚生労働大臣

国民年金死亡一時金の支給額のお知らせ (支給決定通知書)

あなたから請求のありました国民年金死亡一時金については次のとおり決定し、支給することとしましたので通知します。

死亡者氏名

死亡者の
基礎年金番号

死亡一時金支給額

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭であなたの住所地の社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときには、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定（再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日から1年を経過したときは訴えを提起できません。

No.6-1 寡婦年金を受け取るための3つの要件

寡婦年金

✓ 遺族の要件

妻

(以下のすべてを満たす方)

1	夫が死亡した当時、夫により生計を維持していた
2	夫が死亡した当時、65歳未満で、夫と10年以上継続した婚姻関係（事実婚を含む）があった
3	老齢基礎年金を繰上げ受給していない

- 「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

事実婚関係

事実婚関係にある者とは、いわゆる内縁関係にある者をいうのであり、内縁関係とは、婚姻の届出を欠くが、社会通念上、夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、次の要件を備えることを要するものであること

- ① 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること
- ② 当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在すること

➔ 遺族の範囲

No.6-2 寡婦年金を受け取るための3つの要件

寡婦年金

✓ 亡くなった方の要件

亡くなった方が、次の**いずれにも該当していなかった**場合には、妻は寡婦年金を受け取ることができます。

- 1 障害基礎年金を受け取るための要件を満たしていたことがある（※1）
- 2 老齢基礎年金を受け取った（※2）ことがある

（※1）亡くなった方が障害基礎年金を請求していなかった場合も含まれます。

この場合、亡くなった方の障害基礎年金について、妻は未支給年金として請求することが可能です。

（※2）生前ご本人が年金を受け取ってなかった場合でも、遺族に未支給年金を受け取る権利が発生している場合は「受け取った」とみなされます。

ただし、生前ご本人が老齢基礎年金の繰下げ受給を予定していた場合は除きます。

➡ 未-No.1

➡ 老-No.9

✓ 亡くなった方の保険料納付要件

死亡日の前日において、死亡した月の前月までの**第1号被保険者（任意加入被保険者を含む）**としての保険料納付済期間、保険料免除期間の合計が10年以上であること。
ただし、学生納付特例および納付猶予等の免除期間以外の期間を有すること。

10年以上

（第1号被保険者としての）**保険料納付済期間** + **保険料免除期間**

➡ 寡-No.7

寡婦年金を受け取ることのできる間に、老齢厚生年金など他の年金を受け取る権利がある場合は、いずれか1つの年金を選択いただく必要があります。

寡婦年金と死亡一時金の両方を受け取るための要件を満たしている場合は、受け取る方の選択によって、どちらか片方のみを受け取ることができます。

✓ 保険料納付済期間

保険料納付済期間とは？

- ・第1号被保険者および昭和61年3月以前の国民年金の被保険者期間のうち保険料を納めた期間
- ・国民年金に任意加入して保険料を納めた期間
- ・保険料免除期間について保険料を追納した期間
- ・保険料未納期間について保険料を後納した期間
- ・時効消滅不整合期間について保険料を特例追納した期間

✓ 保険料免除期間

保険料免除期間とは、保険料の納付義務が免除または猶予された期間をいいます。

1. 保険料免除期間

① 法定免除

法律に定められている要件に該当する方が対象となります。

➔ 加免-No.18

② 申請免除

本人・世帯主・配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の場合や**失業**した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に**困難な方が対象**となります。

➔ 加免-No.16

2. 納付猶予期間

① 学生納付特例

本人の前年所得が一定額以下の学生が対象となります。家族の所得は考慮されません。

➔ 加免-No.17

② 納付猶予

20歳以上50歳未満の方（学生を除きます）で、**本人・配偶者のそれぞれの前年所得が一定額以下の方が対象**となります。世帯主の所得は考慮されません。

➔ 加免-No.16

余白



妻の生計維持・同一関係の認定要件

妻と亡夫が、死亡日において生計を同一にしており、妻の収入または所得が一定金額未満であることなどが必要です。具体的には**次の要件を共に満たす必要**があります。

生計同一要件 いずれか

- ① 死亡日において妻が亡夫と住民票上同一世帯に属していたとき
- ② 死亡日において妻が亡夫と住民票上世帯を異にしていたが、住所が住民票上同一であったとき
- ③ 死亡日において妻と亡夫の住所が住民票上異なっていたが、妻が次のいずれかに該当したとき
 - ア 起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていたと認められるとき
 - イ 単身赴任、就学または病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっていたが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにしたと認められるとき
 - (i) 亡夫から生活費、療養費等の経済的な援助を受けていたこと
 - (ii) 亡夫との間に定期的に音信、訪問があったこと

かつ

収入要件 いずれか

- ① 死亡日において妻の前年の収入（前年の収入が確定しない場合にあつては、前々年の収入）が年額850万円未満であったこと
- ② 死亡日において妻の前年の所得（前年の所得が確定しない場合にあつては、前々年の所得）が年額655.5万円未満であったこと
- ③ 死亡日において妻の一時的な所得があるときは、これを除いた後、前記①または②に該当したこと
- ④ 前記の①、②または③に該当しないが、死亡日において妻の定年退職等の事情により近い将来（おおむね5年以内）収入が年額850万円未満または所得が年額655.5万円未満となると認められたこと

余白

No.9-1 いくら? - 年金額の計算 -

寡婦年金

☑ 妻が受け取れる年金額 (平成30年度の額)

死亡した夫が受け取ることができた老齢基礎年金額 × $\frac{3}{4}$

☑ 死亡した夫が受け取ることができた老齢基礎年金額
(平成30年度の額)

老齢基礎年金額 (満額) = 年額 **779,300**円 (月額64,941円)

<死亡した夫の老齢基礎年金の計算式>

平成21年4月以後 (から) の期間

$$779,300\text{円} \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{全額免除月数} \times \frac{4}{8} + \text{4分の1納付月数} \times \frac{5}{8} + \text{半額納付月数} \times \frac{6}{8} + \text{4分の3納付月数} \times \frac{7}{8}}{480\text{月 (40年)}}$$

平成21年3月以前 (まで) の期間

$$779,300\text{円} \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{全額免除月数} \times \frac{2}{6} + \text{4分の1納付月数} \times \frac{3}{6} + \text{半額納付月数} \times \frac{4}{6} + \text{4分の3納付月数} \times \frac{5}{6}}{480\text{月 (40年)}}$$

No.9-2 いくら? – 年金額の計算 –

寡婦年金

注意点

寡婦年金を受け取ることのできる間に、老齢厚生年金など他の年金を受け取る権利がある場合は、いずれか1つの年金を選択いただく必要があります。

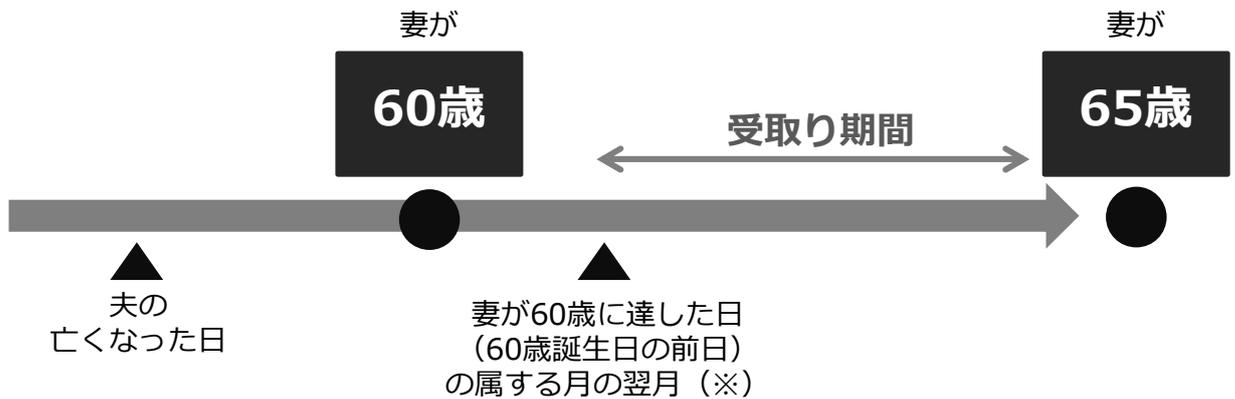
寡婦年金と死亡一時金の両方を受け取るための要件を満たしている場合は、受け取る方の選択によって、どちらか片方のみを受け取ることができます。

No.10-1 いつからいつまで受け取れる？

寡婦年金

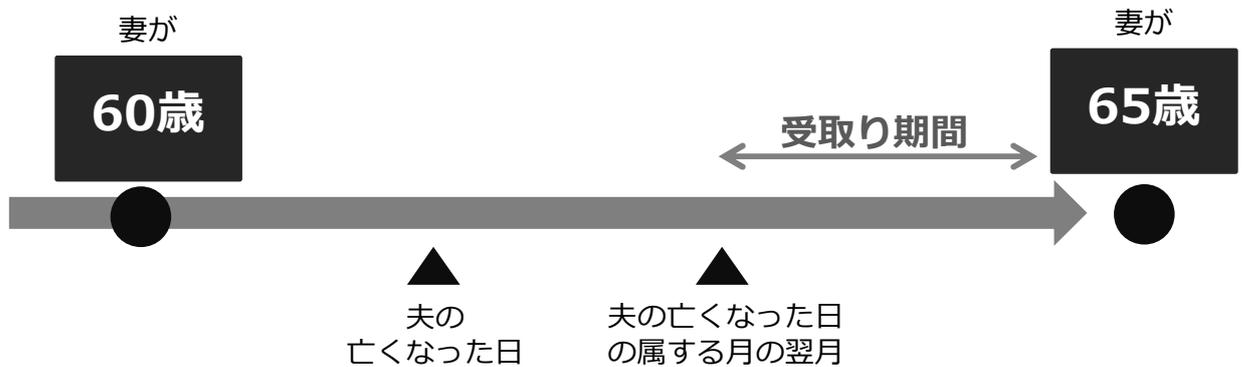
☑ いつから受け取れる？

例1：夫の亡くなった日に妻が60歳を超えていない場合



(※) 昭和30年10月10日生まれの妻の場合、60歳に達した日は平成27年10月9日となります

例2：夫の亡くなった日に妻が60歳を超えていた場合



No.10-2 いつからいつまで受け取れる？

寡婦年金

☑ いつまで受け取れる？

寡婦年金は、亡くなった方の妻の状況の変化により受け取れなくなります。

妻の状況

下記の状況の**いずれかに該当**したときは、
その翌月から**年金が受け取れなくなります。**

1	65歳に達したとき（65歳誕生日の前日）（※）
2	亡くなったとき
3	婚姻（事実上の婚姻関係を含む）をしたとき
4	直系血族、直系姻族以外の者の養子となったとき
5	老齢基礎年金の繰上げ請求を行ったとき

➔ 寡-NO.6

（※） 昭和25年10月10日生まれの妻の場合、65歳に達したときは平成27年10月9日となります

No.10-3 いつからいつまで受け取れる？

☑ いつから入金されるか

<最初の入金>

- 初回受取り分は、**偶数月または奇数月の15日**（または前営業日）に入金されます。
- 最初に受け取れるのは、受取り開始月から直近の偶数月の前月分までです。

例：受給権を5月に取得し、最初の入金が9月である場合

受取り開始月の6月から直近の偶数月の前月までの2ヵ月分の年金額（6月分、7月分の年金額）が9月15日に入金されます。

※ 年金証書受領時期によっては、入金日が前後することがあります。



<通常の入金>

- **偶数月の15日**に入金されます。
- 土曜日、日曜日、休日の場合はその直前の営業日に入金されます。

例：8月分と9月分の入金

10月15日に年金が振り込まれます。



余白

No.11-1 死亡の推定と失踪宣告

寡婦年金

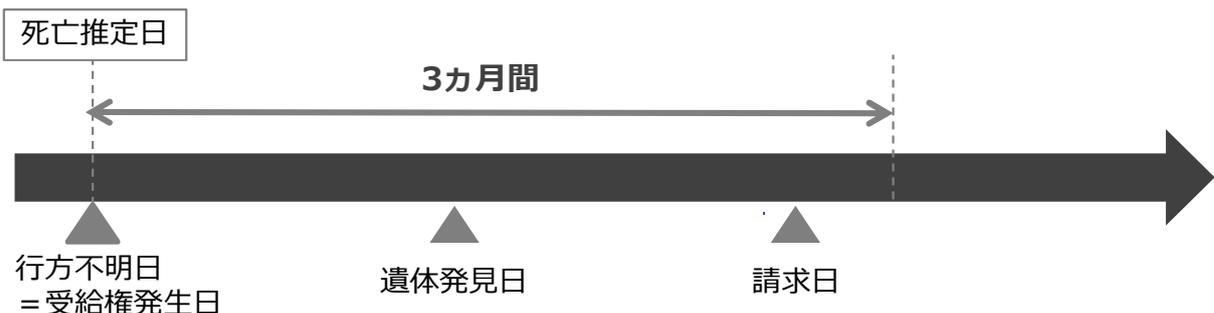
✓ 死亡の推定

船舶または航空機が、沈没（墜落）、滅失、もしくは行方不明等となった際、ともに行方不明となった方の生死が3カ月間分からない場合または死亡が3カ月以内に明らかになり、死亡の時期が分からない場合には、その船舶または航空機が沈没（墜落）、滅失、もしくは行方不明となった日に、その方は、死亡したものと推定します。

3カ月間生死が分からない場合



3カ月以内に死亡が明らかになったが、死亡の時期が分からない場合



- ※ **東日本大震災**により行方不明となった際、行方不明となった方の生死が3カ月間分からない場合または死亡が3カ月以内に明らかになり、死亡の時期が分からない場合には、船舶または航空機が、沈没（墜落）、滅失、もしくは行方不明となった際と同様に取り扱います。

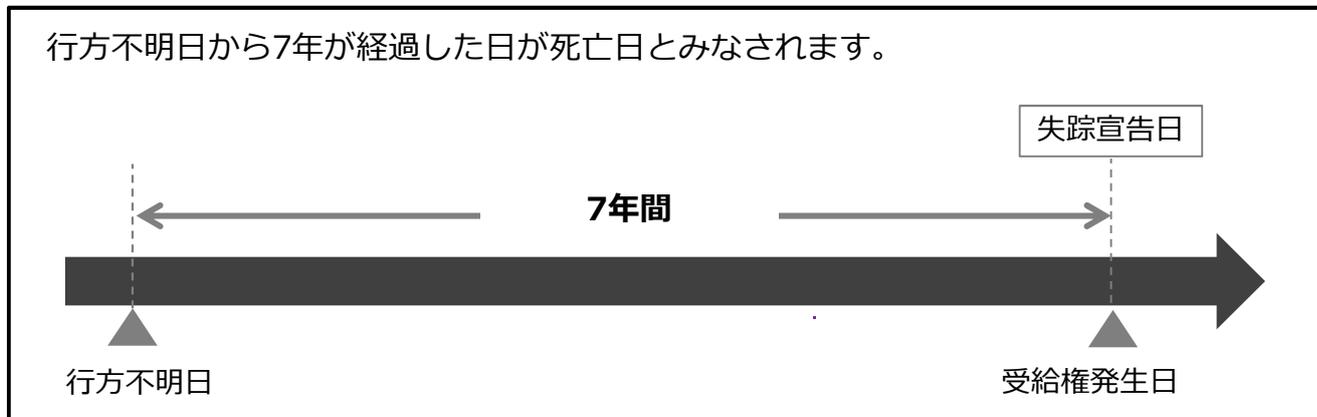
No.11-2 死亡の推定と失踪宣告

寡婦年金

✓ 失踪宣告

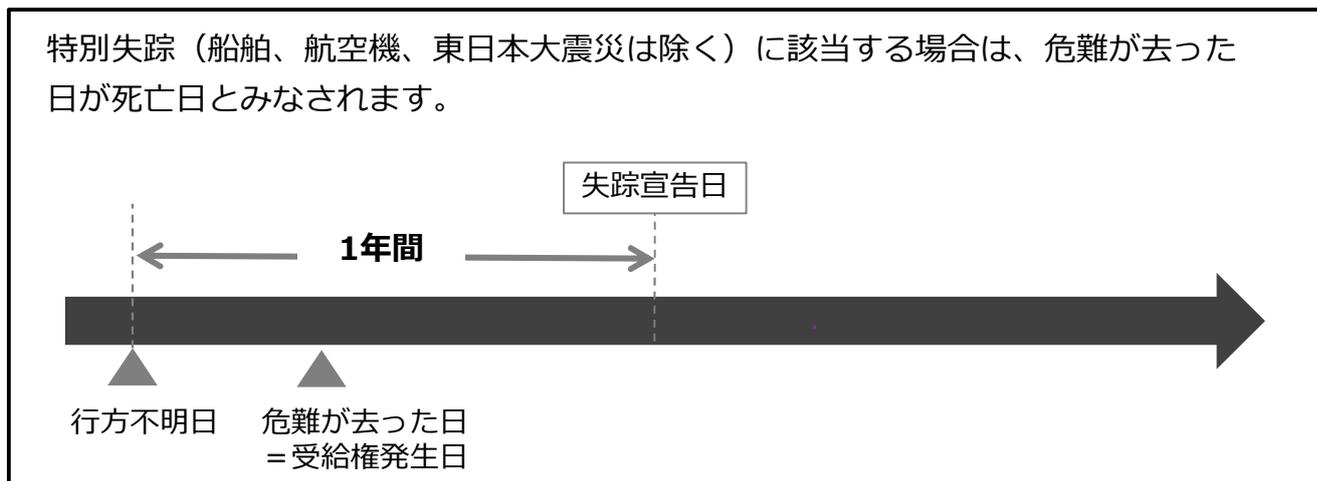
普通失踪

行方不明日から7年が経過した日が死亡日とみなされます。



特別失踪

特別失踪（船舶、航空機、東日本大震災は除く）に該当する場合は、危難が去った日が死亡日とみなされます。



✓ 要件判定日

	死亡の推定	普通失踪	特別失踪
亡くなった方の保険料納付要件	行方不明日	行方不明日	
生計維持関係		行方不明日	
身分関係		失踪宣告日	危難が去った日
年齢			危難が去った日

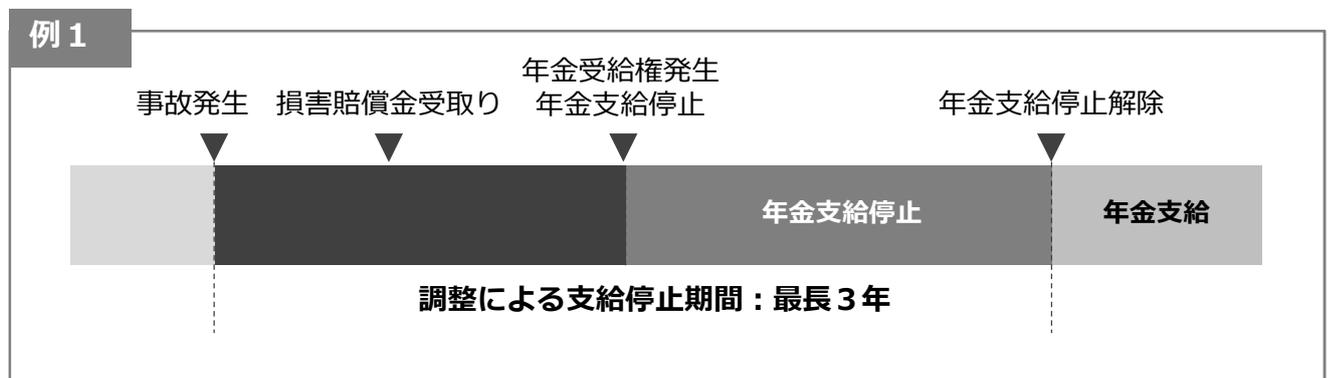
損害賠償を受けた時は、年金が一定期間受け取れなくなります。

☑ 受け取れなくなるケース

年金支給の停止は、事故発生日からです。

1. 損害賠償金受取り後に寡婦年金の受取りが開始した場合

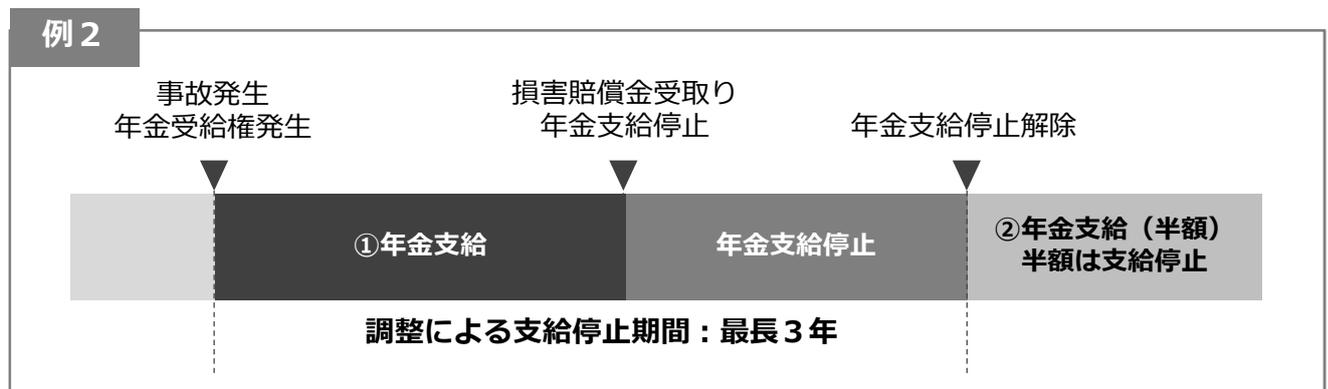
支給停止期間が終了するまで支給が停止されます。



2. 寡婦年金の受取りが開始した後に、損害賠償金の受取りがあった場合

損害賠償金を受け取った時から支給停止期間が終わるまで年金支給が停止されます。

その後、②の額が①の額に達するまで年金額の半額が停止されます。



☑ 支給停止される金額

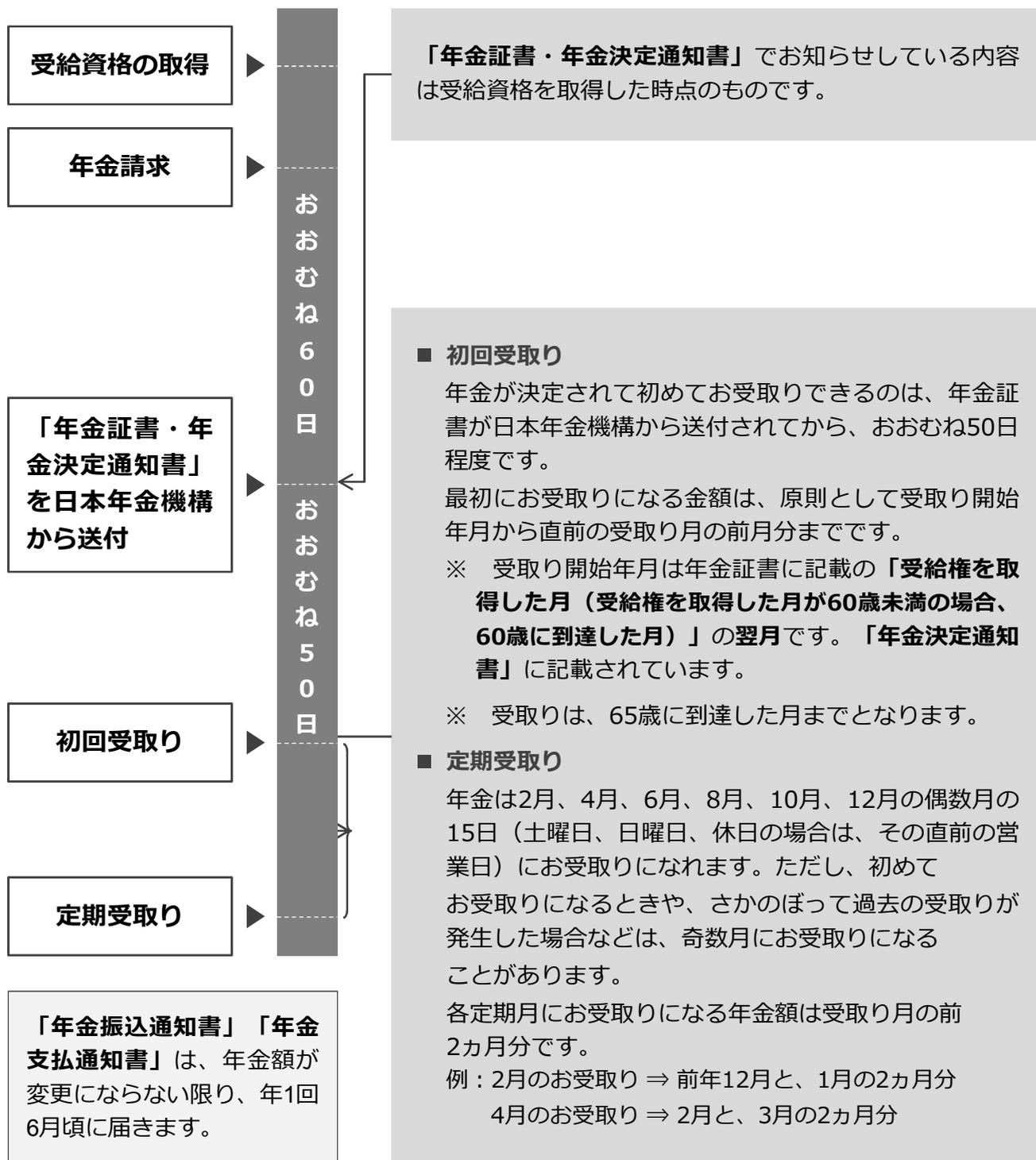
損害賠償金のうち、生活補償費に相当する金額のみ対象です。

感謝料、医療費などは対象外です。

余白

✓ 年金の決定と受取り

年金請求の手続きが終わると下図のように各種通知書等が送付され、年金を受け取れます。



No.13-2 請求後の流れ

● 年金証書・年金決定通知書

国民年金・厚生年金保険年金証書

年金の種類 基礎年金番号 年金コード

受給権者の氏名

受給権者の生年月日 年 月 日 受給権を取得した年月 年 月

上記のとおり、国民年金法による年金給付・厚生年金保険法による保険給付を行うことに決定したことを証します。

年 月 日

厚生労働大臣

見本

I 厚生年金保険 年金決定通知書

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった厚生年金保険法の条文 厚生年金 厚生年金保険法 第 条 の

2. 年金額の内訳

支払開始年月	基本となる 年金額 (円)	加給年金額 または加算額 (円)	繰上げ・繰下げによる 減算・加算額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)
元号 年 月					
支給停止理由		支給停止期間	年 月～	年 月まで	

3. 加入期間の内訳

加入期間	月数
①厚生年金保険の加入期間	月
②厚生年金保険の戦時加算期間	月
③船員保険の戦時加算期間	月
④沖縄農林期間	月
⑤沖縄免除期間	月
⑥離婚分割等により加入者と みなされた期間	月
⑦旧令共済組合期間	月

5. 平均標準報酬額等の内容

厚生年金保険の加入期間の種類	月数	平均標準報酬額 (平均標準報酬月額)
①平成15年3月までの期間	月	円
②平成15年4月以降の期間	月	円
③平成15年3月までの厚生年金基金期間	月	円
④平成15年4月以降の厚生年金基金期間	月	円
⑤昭和61年3月までの坑内員又は船員であった期間	月	円
⑥昭和61年4月～平成3年3月の坑内員又は船員であった期間	月	円
⑦昭和61年3月までの坑内員であった厚生年金基金期間	月	円
⑧昭和61年4月～平成3年3月の坑内員であった厚生年金基金期間	月	円

4. 加給年金額対象者等の内訳

加給年金額対象者	配偶者 (区分) 子	人
遺族加算区分		

II 国民年金 年金決定通知書

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった国民年金法の条文 基礎年金 国民年金法 第 条 の

2. 年金額の内訳

支払開始年月	基本となる 年金額 (円)	加算額 (円)	繰上げ・繰下げによる 減算・加算額 (円)	支給停止額 (円)	年金額 (円)
元号 年 月					
支給停止理由		支給停止期間	年 月～	年 月まで	加算額対象者

3. 年金の計算の基礎となった保険料納付済期間等の内訳

国民年金の 保険料 納付済期間 等	第1号期間 (国民年金加入期間)		第2号期間 (厚生年金・共済年金加入期間)		第3号期間 (厚生年金・共済年金加入者に扶養されていた配偶者の期間)	
	納付	月 4分の1免除	月 ()	厚生年金保険	月	月
		半額免除	月 ()			
(付加)		月 4分の3免除	月 ()	共済組合	月	
		全額免除	月 ()			

※ 国民年金の保険料納付済期間等の第1号期間における免除期間の () 内の月数は平成21年4月以降の月数です。

※ 診断書の種類は、裏面をご覧ください。

III 障害基礎・障害厚生年金の障害状況

障害の等級	級 号
診断書の種類	
次回診断書提出年月	年 月

年 月 日

様

上記のとおり決定しましたので
通知します。

厚生労働大臣



No.13-4 請求後の流れ

● 年金支払通知書

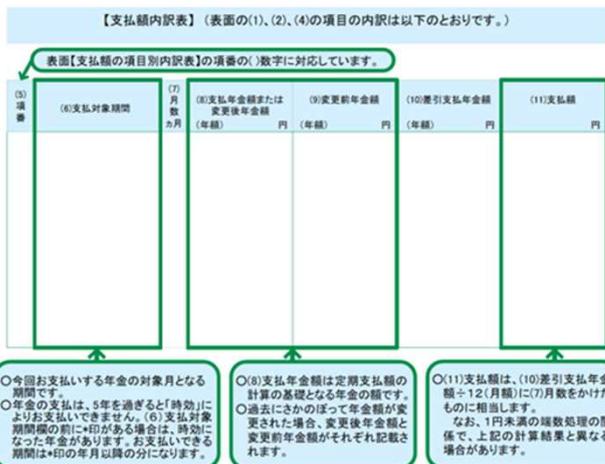
年金支払通知書	
このお知らせについて	
年金証書の基礎年金番号・年金コード	
年金の種類	円
振込先(支払先)	円

表面【支払額内訳表】の(5)項番の数字に対応しています。 【支払額の項目別内訳表】

項番	項目		
(1)	定期支払額		
(2)	過去の支払額(一時払)		
(3)	控除	介護保険料額	
		国民健康保険料(税)額	
		後期高齢者医療保険料額	
(4)	支払調整額	所得税額	
		個人住民税額	
	支払調整額	各支払で調整する額	
		次回以降のお支払いで調整する額の合計	

- (1) 〇偶数月の15日に定期的にお支払いする額です。(15日が休日の場合は、直前の金融機関の営業日です。)
〇年金は後払いです。例えば、2月分・3月分は4月にお支払いします。
- (2) 〇過去にさかのぼって年金が決定・変更された場合は、定期支払額とは別にお支払いする額です。
〇過去にさかのぼって年金の決定内容を訂正した場合は、訂正により変更となった年金額の合計額です。
〇遅延特別加算金が含まれている場合は、「#」印が表示されています。
- (3) 〇保険料(税)額は、市区町村からの依頼に基づき年金から特別徴収する額を記載しています。
〇おそれいますが、年金から特別徴収する保険料(税)額及び個人住民税額に関するお問い合わせは、お住まいの市区町村をお願いします。
- (4) 〇今まで受け取られていた年金を過去にさかのぼって変更した場合は、これまでに支払い過ぎた年金額、また、過去にさかのぼって年金の決定内容を訂正した場合は、これまでにお支払いした年金額を記載しています。
〇年金を過去にさかのぼって変更したために、これまでに支払い過ぎた年金額は「支払調整額」として、お返しただくようお願いします。
〇お返しただく額が多い場合、分割でお返しただくこととなります。そのため、今回のお支払いでお返しただく額と次回以降のお支払いでお返しただく額とに分けてあらわしています。

厚生労働省
官署支出官
厚生労働省年金局事業企画課長



※ (6)支払対象期間に、支払調整「〇」と記載がある方はこちらをご覧ください。

「〇」中の2ケタの番号は、今回のお支払いで加算、減算した理由をあらわしています。

調整の理由	調整の理由
「F01」 2つ以上の年金を受け取る権利が発生していることに伴い、さかのぼって選択手続きをしたことにより、前に受けていた年金の過払額、あるいは未払額を今回の支払額で調整しています。 支払先の金融機関の変更がありましたので(銀行から郵便局、または郵便局から銀行)、あらためてお支払いすることになります。	「F41」 「年金受給権者現況届」または「生計維持確認届」の「加給年金額等対象者の欄」に該当する対象者の記載がされていないため、お支払いの一部を一時差止めしています。この場合は前回の届出をご提出いただくことにより、差止めしていた分の額はまとめてお支払いします。
「F03」 郵便局でお支払いするための送金通知書の支払期限が過ぎました。そのため、あらためてお支払いすることになります。	「F51」 今回のお支払いの前に発生した過払額を、今回の支払額で差し引いて調整しています。この額には、前回の通知でお知らせした「次回以降のお支払いで調整していただく額」を含んでいます。前回の通知でお知らせした額と異なっている場合は今回のお支払い前に増額または減額の変更があったためです。
「F04」 年金の決定内容に訂正がありました。今までにお支払いした額で差し引いて調整しています。	その他 その他の理由により、過払額及び未払額を今回のお支払いで加算、減算したことをあらわしています。
「F33」 死亡された方が受けていた年金の過払額を、今回の遺族基礎年金または遺族厚生年金の支払額で差し引いて調整しています。	
「F36」 いまままでに受けていた年金の過払額を、今回の支払額で差し引いて調整しています。	
「F38」 いまままでに受けていた年金の過払額を、今回の支払額で差し引いて調整しています。	



お問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ!
お問合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。
0570-05-1165
050 から始まる電話がおかけになる場合は
03-6700-1165

(受付時間)
月 曜 日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00
*月曜日が祝日の場合は、翌以降の月曜日から午後7:00まで電話をおかけください。
*郵政年金センター(12月29日～1月3日)は休館いたします。
日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp>

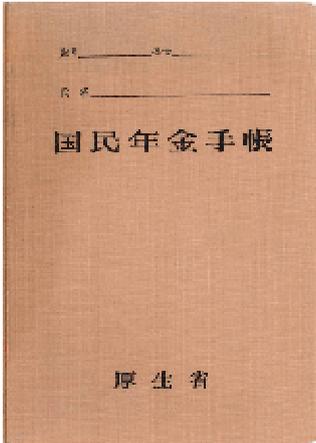


請求書等記入例 – 必要書類を含む –

死亡一時金

必ず提出・添付するもの

- 国民年金死亡一時金請求書
- 亡くなった方の年金手帳、または基礎年金番号通知書



<以前交付されていた年金手帳>



<現在交付している年金手帳>

- 預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等（請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要）
- 亡くなった方との身分関係の確認書類として、戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）、戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）、戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項証明書）のいずれか
- 住民票（世帯全員・本籍地・続柄記載）
- 亡くなった方の住民票の除票

生計同一関係の書類

- 生計同一関係に関する申立書
- 事実婚関係に関する申立書



第三者証明に代わる書類

- 健康保険被保険者証または組合員証等 ※健康保険等の被扶養者の場合（国民健康保険以外）
- 給与簿または賃金台帳等 ※給与計算上、扶養手当等の対象になっている場合
- 源泉徴収票または課税（非課税）証明書等 ※税法上の扶養家族になっている場合
- 定期的に送金されていたことのわかる現金封筒または預貯金通帳等 ※定期的に送金がある場合

その他

- 委任状 ※請求者本人が署名押印したもの
- 窓口にお越しになる方の身分を確認できるもの ※運転免許証、パスポート等
- 印鑑（認め印でも可、スタンプ印は不可） ※請求者本人が自署の場合は不要



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

死亡一時金

必ず提出・添付するもの

● 提出書類「国民年金死亡一時金請求書」

国民年金死亡一時金支給決定決議書・決定伺								
起案年月日		決議年月日		事務センター長 所 長	副事務センター長 副 所 長	グループ長 課 長	担当者	
平成 年 月 日		平成 年 月 日						
下記のとおり裁定してよろしいか。また決議後は通知書を送付してよろしいか。								
被保険者期間			月		支給決定額			
第1号被保険者期間の保険料納付状況	納付済期間	定額納付月数	月					
		4分の1免除月数 (× 3/4)	月					
	半額免除月数 (× 1/2)	月						
	4分の3免除月数 (× 1/4)	月						
	付加納付月数	月						
		免除月数	月		円			
却下事由								
国民年金死亡一時金請求書								
死亡者	個人番号(または基礎年金番号)			(フリガナ)	ネンキン タロウ			
	241512569012			氏名	年金 太郎			
	基礎年金番号以外の年金手帳番号			生年月日	大正(昭和)平成	56年5月16日		
				死亡年月日	平成	27年10月16日		
請求者	住所	〒 杉並区高井戸西3-5-24						
	(フリガナ)	ネンキン ハナコ			生年月日	大正(昭和)平成	死亡者との続柄	
	氏名	年金 花子			58年8月3日	妻		
住所	〒 杉並区高井戸西3-5-24 電話番号 (090) X x x x - xxxx							
年金受取機関		(フリガナ)	ネンキン ハナコ					
1. 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)		口座名義人氏名	年金 花子					
2. ゆうちょ銀行 (郵便局)								
年金送金先	金融機関	☆金融機関コード	支店コード	(フリガナ) ネンキン 銀行	(フリガナ) タカイド	本店	預金種別	口座番号(左詰めで記入)
				年金	高井戸	支店	1. 普通	1 2 3 4 5 6 7
				金融協連		本所	2. 当座	
				信協連		支所		
ゆうちょ銀行	貯金通帳の口座番号			☆ 金融機関またはゆうちょ銀行の証明				
	記号(左詰めで記入)	番号(右詰めで記入)		請求者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることを確認してください。 ※貯蓄口座は振込できません				
				年金銀行 高井戸支店				
支払局コード		0 1 0 1 6 0		※口座をお持ちでない方や口座でのお受取りが困難な事情がある方は、お受取り方法について、「ねんきんダイヤル」又はお近くの年金事務所にお問い合わせください。				
先順位者の有無	死亡の当時、死亡者と生計を同じくしていた人がいましたか。							
	配偶者	子	父母	孫	祖父母	兄弟姉妹		
	有(無)	有(無)	有(無)	有(無)	有(無)	有(無)		
他の同順位者	氏名	性別	続柄	生年月日	住所	請求の有無		
		男・女		・		有・無		
		男・女		・		有・無		
寡婦年金との調整	ア 寡婦年金を受けられることができるが死亡一時金を選択する。 イ 寡婦年金を受けられることができない。							
平成 30 年 11 月 1 日								
年金事務所長あて		二次元コード		市 区 町 村		年金事務所		
				送付年月日		送付年月日		

1803 1018 034 0N45

余白



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

寡婦年金

必ず提出・添付するもの

- 国民年金寡婦年金裁定請求書
- 亡くなった方の年金手帳、年金証書または基礎年金番号通知書



<以前交付されていた年金手帳> <現在交付している年金手帳>



- 預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード等（年金請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要）
- 亡くなった方との身分関係の確認書類として、戸籍の謄本（戸籍の全部事項証明書）、戸籍の抄本（戸籍の個人事項証明書）、戸籍の記載事項証明書（戸籍の一部事項証明書）のいずれか
- 住民票（世帯全員・本籍地・続柄記載）
- 亡くなった方の住民票の除票

生計維持関係の書類

- 生計同一関係に関する申立書
- 事実婚関係に関する申立書
- 収入に関する認定書類



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

寡婦年金

第三者証明に代わる書類

- 健康保険被保険者証または組合員証等 ※健康保険等の被扶養者の場合（国民健康保険以外）
- 給与簿または賃金台帳等 ※給与計算上、扶養手当等の対象になっている場合
- 源泉徴収票または課税（非課税）証明書等 ※税法上の扶養家族になっている場合
- 定期的に送金されていたことのわかる現金封筒または預貯金通帳等 ※定期的に送金がある場合

収入に関する認定書類

- 所得証明書、課税（非課税）証明書、源泉徴収票 ※ご本人の年収が850万円（所得が655.5万円）未満の場合
- 健康保険被保険者証または組合員証等 ※健康保険等の被扶養者の場合（国民健康保険以外）
- 第3号被保険者認定通知書（第3号被保険者資格該当通知書）、年金手帳（第3号被保険者である旨の記載があるものに限る）※国民年金第3号被保険者の場合
- 年金証書および決定通知書（裁定通知書）※公的年金の加給年金額対象者または加算対象者の場合
- 国民年金保険料免除該当通知書、国民年金保険料免除申請承認通知書 ※国民年金保険料免除者の場合
- 保護開始決定通知書 ※生活保護受給者の場合

亡くなられた原因が第三者行為の場合に必要な書類

- 第三者行為事故状況届
- 交通事故証明または事故が確認できる書類 ※事故証明がとれない場合は、事故内容がわかる新聞の写しなど
- 確認書
- 被害者に被扶養者がいる場合、扶養していたことがわかる書類 ※源泉徴収票、健康保険証の写し、学生証の写し等
- 被害者に被扶養者がいる場合、扶養していたことがわかる書類
- 損害賠償金の算定書 ※すでに決定済みの場合、示談書等受領額がわかるもの

その他

- 委任状 ※請求者本人が署名押印したもの
- 窓口にお越しになる方の身分を確認できるもの ※運転免許証、パスポート等
- 印鑑（認め印でも可、スタンプ印は不可） ※請求者本人が自署の場合は不要



請求書等記入例 - 必要書類を含む -

寡婦年金

必ず提出・添付するもの

- 提出書類「国民年金寡婦年金裁定請求書」

様式第109号

年金請求書 (国民年金寡婦年金)

届書コード

7	4	1
---	---	---

届書

年金コード

5	9	5
---	---	---

二次元
コード

○□のなかに必要な事項を記入してください。
 (◆印欄には、なにも記入しないでください。)
 ○黒インクのボールペンで記入してください。
 ○フリガナはカタカナで記入してください。
 ○請求者が自ら署名する場合には、押印は不要です。

※基礎年金番号が交付されていない方は、①、④の欄に個人番号をご記入ください。
 ※基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。

死亡した方(夫)	①個人番号(または基礎年金番号)	2 4 1 5 1 2 5 6 9 0 1 2
	②生年月日	明・大・昭・平 1 3 5 7 2 5 0 6 0 6
	氏名	(フリガナ) ネンキン タロウ (氏) 年金 太郎

⑤作成原因	0 1	⑥ 逃 達 番 号			
⑧ 重 無	⑨ 未 保	⑩ 支 保	/		

請 求 者	③個人番号(または基礎年金番号)	2 4 7 9 1 1 2 3 4 6 1 2
	④生年月日	明・大・昭・平 1 3 5 7 3 0 0 4 0 2 送信
	⑪氏名	(フリガナ) ネンキン ハナコ (氏) 年金 花子 印

⑫住所の郵便番号	1 6 8 0 0 7 1	⑬住所	住所コード	(フリガナ) スギナミ	〒カイトニシ3-5-24〇〇マンション201ゴウツ
				杉並 市 区 町 行	〒高井戸西3-5-24〇〇マンション205号室

死亡した方(夫) ※過去に加入していた年金制度の年金手帳の記号番号で、基礎年金番号と異なる記号番号があるときは、その記号番号を記入してください。

厚生年金保険	国民年金
船員保険	

請 求 者 ⑭欄を記入していない方は、つぎのことにお答えください。(記入した方は、回答の必要はありません。)
 過去に厚生年金保険、国民年金または船員保険に加入したことがありますか。○で囲んでください。
 「ある」と答えた方は、加入していた制度の年金手帳の記号番号を記入してください。 ある ない

厚生年金保険	国民年金
船員保険	

⑮年金受取機関

1. 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)	(フリガナ)
2. ゆうちょ銀行 (郵便局)	口座名義人氏名

年金送金先	⑯金融機関コード	⑰支店コード (フリガナ)	銀行	行 庫 組 協 連 信 協	(フリガナ)	⑱預金種別	⑲口座番号(左詰めで記入)
					本店 支店 出所 本支	1. 普通 2. 当座	

⑳貯金通帳の口座番号	金融機関またはゆうちょ銀行の証明
記号(左詰めで記入)	番号(右詰めで記入)
1 1 9 6 0 -	1 2 3 4 5 6 7 1

※通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、口座番号の面)を添付する場合、証明は不要です。
 ※請求者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることを確認。
 ※貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。

⑳支店局コード 0 1 0 1 6 0

※口座をお持ちでない方や口座でのお受取りが困難な事情がある方は、お受取り方法について、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

寡婦年金

必ず提出・添付するもの

②あなたは、現在、公的年金制度等（表1参照）から年金を受けていますか。○で囲んでください。

<input checked="" type="radio"/> ① 受けている	2. 受けていない	3. 請 求 中	制度名（共済組合名等）	年金の種類
--	-----------	----------	-------------	-------

受けていると答えた方は、下欄に必要事項を記入してください（年月日は支給を受けることになった年月日を記入してください）。

制度名（共済組合名等）	年金の種類	年 月 日	年金証書の年金コードまたは記号番号等
厚生年金	老 齢	平成 27・4・2	1150
		. .	
		. .	

「年金の種類」とは、老齢（退職）、障害、遺族をいいます。

④年金コードまたは共済組合コード・年金種別				
1				
2				
3				
⑤他年金種別				

④ 上 外	⑤ 第 三 者
上 . 外 1 . 2	

⑥受給権発生年月日	⑦停止事由	⑧ 停 止 期 間	⑨ 条 文	失権事由	失権年月日
年 月 日		年 月 年 月			年 月 日
			0 1 4 9 0 0 1 0 0		

⑩ 摘 要	
-------	--

⑪ 時効区分	送 信
--------	-----

★ 市区町村からの連絡事項	未納保険料の納付	有 昭和・平成 年 月分から 無 昭和・平成 年 月分まで	差額保険料の未納分の納付	有 昭和・平成 年 月分から 無 昭和・平成 年 月分まで
	保険料の追納	有 昭和・平成 年 月分から 無 昭和・平成 年 月分まで	検認票の添付	有 ・ 無



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

寡婦年金

必ず提出・添付するもの

請求者の電話番号 (03)-(1234)-(XXXX)

必ず記入してください。	(1) 死亡した方の生年月日	平成 24 年 6 月 6 日	住所	杉並区高井戸西3-5-24〇〇マンション205号室		
	(2) 死亡年月日	平成 27 年 10 月 10 日	(3) 死亡の原因である傷病または負傷の名称	(4) 傷病または負傷の発生した日		
	(5) 傷病または負傷の初診日	年 月 日	(6) 死亡の原因である傷病または負傷の発生原因	(7) 死亡の原因は第三者の行為によりますか。		
	(8) 死亡の原因が第三者の行為により発生したものであるときは、その者の氏名および住所	氏名				
		住所				
	(9) 死亡の原因は業務上ですか。	1. はい 2. <input checked="" type="radio"/> いいえ	(10) 労災保険から給付が受けられますか。	1. はい 2. <input checked="" type="radio"/> いいえ	(11) 労働基準法による遺族補償が受けられますか。	
					1. はい 2. <input checked="" type="radio"/> いいえ	
	(12) 死亡した方は国民年金に任意加入した期間について特別一時金を受けたことがありますか。			1. はい 2. <input checked="" type="radio"/> いいえ		
	(13) 死亡した方が次の年金を受けていましたか（または受給権者でしたか）。	<input checked="" type="radio"/> ア. 老齢基礎年金 イ. 障害基礎年金（旧国民年金法による障害年金（障害福祉年金を除く）を含む）		1. はい 2. <input type="radio"/> いいえ		
	(14) 死亡一時金を受け取ることができますが寡婦年金を選択しますか。			<input checked="" type="radio"/> 1. はい 2. <input type="radio"/> いいえ		

生計維持証明

請求者は死亡者と生計を同じくしていたことを申し立てる。
~~(証明する。)~~

平成 XX 年 XX 月 XX 日
請求者 住所 杉並区高井戸西3-5-24〇〇マンション205号室
~~(証明者)~~ 氏名 年金 花子
(請求者との関係) 印

② 1 この申立は、民生委員、町内会長、事業主、年金委員、家主などの第三者（第三者には、民法上の三親等内の親族は含まれません。）の証明に代えることができます。
2 この申立（証明）には、世帯全員の住民票（コピー不可）を添えてください。
3 請求者が申立てを行う際に自ら署名する場合は、請求者の押印は不要です。

収入関係	1. この年金を請求する方は次に答えてください。	※確認印	*年金事務所の確認事項
	年収は、850万円未満 ^(※) ですか。	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ	ア. 健保等被扶養者（第三号被保険者） イ. 加算額または加給年金額対象者 ウ. 国民年金保険料免除世帯 エ. 源泉徴収票・非課税証明等
	2. 上記1で「いいえ」と答えた方で、収入がこの年金の受給権発生当時以降おおむね5年以内に850万円未満 ^(※) となる見込みがありますか。	はい・いいえ	

平成 XX 年 XX 月 XX 日提出

(※) 平成6年11月8日までに受給権が発生した方は「600万円未満」となります。

余白



生計同一関係に関する申立書（亡くなった方の配偶者・子である場合）

遺族年金

未支給

一時金

配偶者・子

別紙2

生計同一関係に関する申立書

1 別世帯になっていた理由

※①と②は同居していたが別世帯となっていた場合には記入

2 同居についての申立（別居していたことの理由）

※①と②の住民票上の住所が異なっていた場合には記入

3 経済的援助についての申立 ※①と②が別居の場合には記入

㊦ ②から①に対する経済的援助の有無（あり・なし）

㊧ 上記㊦で「あり」の場合にはその回数（年・月 約 _____ 回程度）

㊨ 経済的援助の内容



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

死亡一時金

生計同一関係に関する申立書（亡くなった方の配偶者・子である場合）

4 定期的な音信・訪問についての申立 ※①と②が別居の場合には記入

㊦ 音信の手段（ _____ ）

① 訪問回数（年・月・週 約 _____ 回程度）

㊧ 音信・訪問の内容

5 生計同一関係にあったことの申立

平成____年____月____日

私は、下記②の者と、生計を同じくしておりました。

① 請求者の住所・氏名

住所 _____

氏名 _____ ㊦ ※本人自署の場合には押印省略可能

② 受給権者（被保険者、被保険者であった者）の住所（亡くなった当時）、氏名

住所 _____

氏名 _____（①との続柄： _____）

6 第三者による証明欄

平成____年____月____日

上記 1 ～ 5 の事実に相違ないことを証明します。

また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

住所 _____

氏名 _____ ㊦ ※本人自署の場合には押印省略可能

日本年金機構理事長 殿



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

死亡一時金

生計同一関係に関する申立書（亡くなった方の配偶者・子以外である場合）

遺族年金

未支給

一時金

配偶者・子以外

別紙3

生計同一関係に関する申立書

1 同居についての申立

※①と②は同居していたが住民票上の住所が異なっていた場合には記入

2 経済的援助についての申立 ※①と②が別居の場合には記入

⑦ ②から①に対する経済的援助の有無（あり・なし）

⑧ 上記⑦で「あり」の場合にはその回数（年・月 約 _____ 回程度）

⑨ 上記⑦で「あり」の場合にはその金額（年・月 約 _____ 円程度）

⑩ 経済的援助の内容



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

死亡一時金

生計同一関係に関する申立書（亡くなった方の配偶者・子以外である場合）

③ 生計同一関係にあったことの申立

平成____年____月____日

私は、下記②の者と、生計を同じくしておりました。

① 請求者の住所・氏名

住所 _____

氏名 _____ ㊞ ※本人自署の場合には押印省略可能

② 受給権者（被保険者、被保険者であった者）の住所（亡くなった当時）、氏名

住所 _____

氏名 _____（①との続柄： _____）

④ 第三者による証明欄

平成____年____月____日

上記 ① ~ ③ の事実に相違ないことを証明します。

また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

住所 _____

氏名 _____ ㊞ ※本人自署の場合には押印省略可能

日本年金機構理事長 殿



生計同一関係に関する申立書（亡くなった方の妻である場合）

遺族年金

未支給

一時金

配偶者・子

別紙2

生計同一関係に関する申立書

1 別世帯になっていた理由

※①と②は同居していたが別世帯となっていた場合には記入

2 同居についての申立（別居していたことの理由）

※①と②の住民票上の住所が異なっていた場合には記入

3 経済的援助についての申立 ※①と②が別居の場合には記入

㊦ ②から①に対する経済的援助の有無（あり・なし）

㊧ 上記㊦で「あり」の場合にはその回数（年・月 約 _____ 回程度）

㊨ 経済的援助の内容



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

寡婦年金

生計同一関係に関する申立書（亡くなった方の妻である場合）

4 定期的な音信・訪問についての申立 ※①と②が別居の場合には記入

㊦ 音信の手段（ _____ ）

㊧ 訪問回数（年・月・週 約 _____ 回程度）

㊨ 音信・訪問の内容

5 生計同一関係にあったことの申立

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

私は、下記㊩の者と、生計を同じくしておりました。

① 請求者の住所・氏名

住所 _____

氏名 _____ ㊰ ※本人自署の場合には押印省略可能

② 受給権者（被保険者、被保険者であった者）の住所（亡くなった当時）、氏名

住所 _____

氏名 _____（①との続柄： _____）

6 第三者による証明欄

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記 ① ～ ⑤ の事実に相違ないことを証明します。

また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

住所 _____

氏名 _____ ㊰ ※本人自署の場合には押印省略可能

日本年金機構理事長 殿



寡婦年金

死亡一時金

事実婚関係に関する申立書

遺族年金

未支給

一時金

事実婚

別紙5

事実婚関係及び生計同一関係に関する申立書

1 別世帯になっていた理由

※①と②は同居していたが別世帯となっていた場合には記入

2 同居についての申立（別居していたことの理由）

※①と②の住民票上の住所が異なっていた場合には記入

3 経済的援助についての申立 ※①と②が別居の場合には記入

㊦ ②から①に対する経済的援助の有無（あり・なし）

㊧ 上記㊦で「あり」の場合にはその回数（年・月 約 _____ 回程度）

㊨ 経済的援助の内容



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

寡婦年金

死亡一時金

事実婚関係に関する申立書

4 定期的な音信・訪問についての申立 ※①と②が別居の場合には記入

㊦ 音信の手段 ()

㊧ 訪問回数 (年・月・週 約 _____ 回程度)

㊨ 音信・訪問の内容

5 婚姻の意思及び夫婦として共同生活を営んでいたことの申立

平成____年____月____日

私は、下記②の者が亡くなった当時、戸籍簿上の婚姻関係にはありませんでしたが、共に婚姻する意思を持って、夫婦としての共同生活を営んでいたため、生計を同じくしておりました。

① 請求者の住所、氏名

住所 _____

氏名 _____ ㊩ ※本人自署の場合には押印省略可能

② 配偶者の住所（亡くなった当時）、氏名

住所 _____

氏名 _____

6 第三者による証明欄

平成____年____月____日

上記 ① ~ ⑤ の事実に相違ないことを証明します。

また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

住所 _____

氏名 _____ ㊩ ※本人自署の場合には押印省略可能

日本年金機構理事長 殿

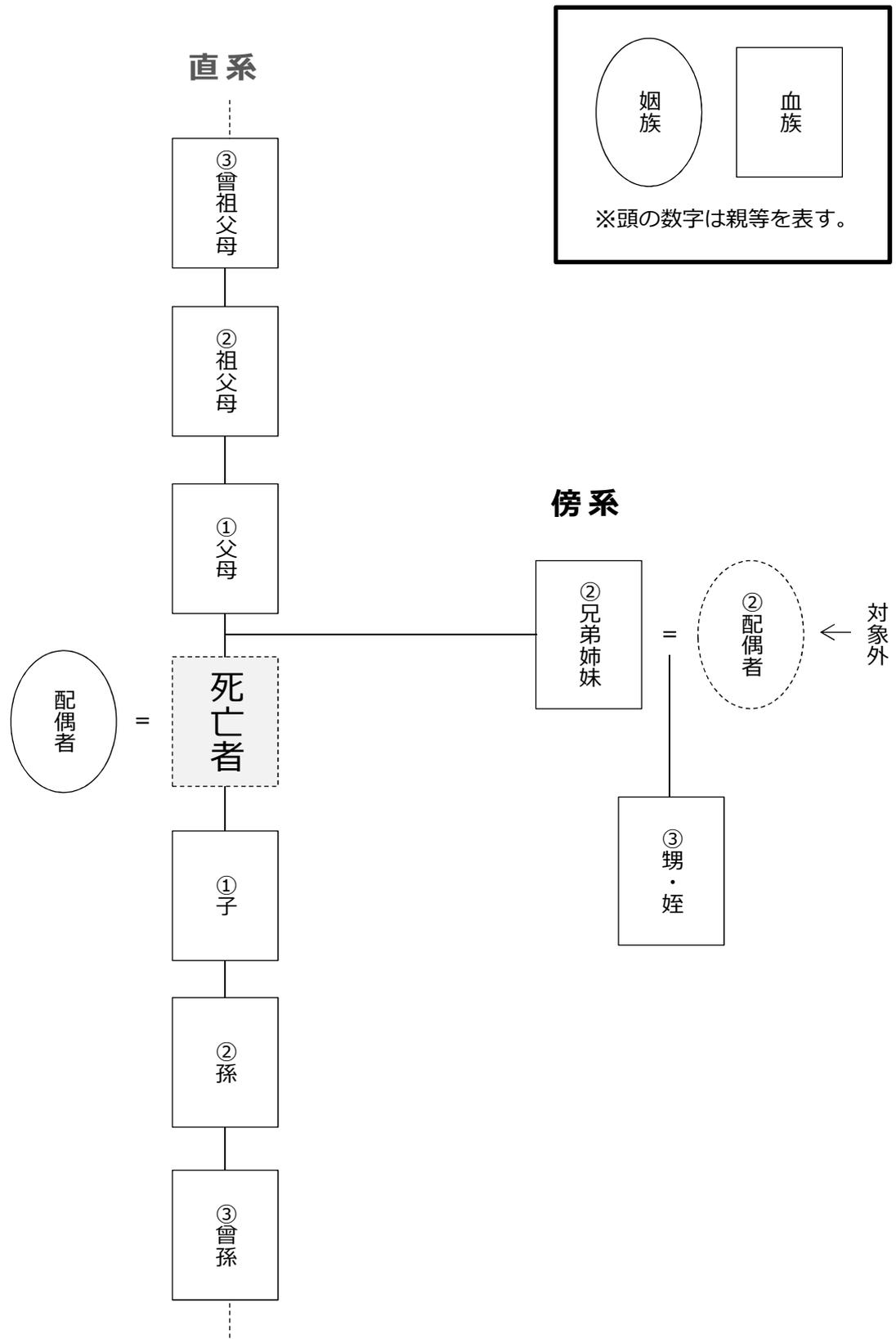
— 法定相続人の範囲 —

※ 配偶者は常に相続人となる。

第1順位：直系卑属 (子、孫、曾孫など)

第2順位：直系尊属 (父母、祖父母、曾祖父母など)

第3順位：兄弟姉妹



— 年齢早見表 — (平成30年1月1日～12月31日)

和暦(年)	西暦(年)	年齢	和暦(年)	西暦(年)	年齢	和暦(年)	西暦(年)	年齢
昭和3	1928	90	昭和33	1958	60	昭和63	1988	30
昭和4	1929	89	昭和34	1959	59	昭和64/ 平成元	1989	29
昭和5	1930	88	昭和35	1960	58	平成2	1990	28
昭和6	1931	87	昭和36	1961	57	平成3	1991	27
昭和7	1932	86	昭和37	1962	56	平成4	1992	26
昭和8	1933	85	昭和38	1963	55	平成5	1993	25
昭和9	1934	84	昭和39	1964	54	平成6	1994	24
昭和10	1935	83	昭和40	1965	53	平成7	1995	23
昭和11	1936	82	昭和41	1966	52	平成8	1996	22
昭和12	1937	81	昭和42	1967	51	平成9	1997	21
昭和13	1938	80	昭和43	1968	50	平成10	1998	20
昭和14	1939	79	昭和44	1969	49	平成11	1999	19
昭和15	1940	78	昭和45	1970	48	平成12	2000	18
昭和16	1941	77	昭和46	1971	47	平成13	2001	17
昭和17	1942	76	昭和47	1972	46	平成14	2002	16
昭和18	1943	75	昭和48	1973	45	平成15	2003	15
昭和19	1944	74	昭和49	1974	44	平成16	2004	14
昭和20	1945	73	昭和50	1975	43	平成17	2005	13
昭和21	1946	72	昭和51	1976	42	平成18	2006	12
昭和22	1947	71	昭和52	1977	41	平成19	2007	11
昭和23	1948	70	昭和53	1978	40	平成20	2008	10
昭和24	1949	69	昭和54	1979	39	平成21	2009	9
昭和25	1950	68	昭和55	1980	38	平成22	2010	8
昭和26	1951	67	昭和56	1981	37	平成23	2011	7
昭和27	1952	66	昭和57	1982	36	平成24	2012	6
昭和28	1953	65	昭和58	1983	35	平成25	2013	5
昭和29	1954	64	昭和59	1984	34	平成26	2014	4
昭和30	1955	63	昭和60	1985	33	平成27	2015	3
昭和31	1956	62	昭和61	1986	32	平成28	2016	2
昭和32	1957	61	昭和62	1987	31	平成29	2017	1

— 年齢早見表 — (平成29年1月1日～12月31日)

和暦(年)	西暦(年)	年齢	和暦(年)	西暦(年)	年齢	和暦(年)	西暦(年)	年齢
昭和2	1927	90	昭和32	1957	60	昭和62	1987	30
昭和3	1928	89	昭和33	1958	59	昭和63	1988	29
昭和4	1929	88	昭和34	1959	58	昭和64/ 平成元	1989	28
昭和5	1930	87	昭和35	1960	57	平成2	1990	27
昭和6	1931	86	昭和36	1961	56	平成3	1991	26
昭和7	1932	85	昭和37	1962	55	平成4	1992	25
昭和8	1933	84	昭和38	1963	54	平成5	1993	24
昭和9	1934	83	昭和39	1964	53	平成6	1994	23
昭和10	1935	82	昭和40	1965	52	平成7	1995	22
昭和11	1936	81	昭和41	1966	51	平成8	1996	21
昭和12	1937	80	昭和42	1967	50	平成9	1997	20
昭和13	1938	79	昭和43	1968	49	平成10	1998	19
昭和14	1939	78	昭和44	1969	48	平成11	1999	18
昭和15	1940	77	昭和45	1970	47	平成12	2000	17
昭和16	1941	76	昭和46	1971	46	平成13	2001	16
昭和17	1942	75	昭和47	1972	45	平成14	2002	15
昭和18	1943	74	昭和48	1973	44	平成15	2003	14
昭和19	1944	73	昭和49	1974	43	平成16	2004	13
昭和20	1945	72	昭和50	1975	42	平成17	2005	12
昭和21	1946	72	昭和51	1976	41	平成18	2006	11
昭和22	1947	70	昭和52	1977	40	平成19	2007	10
昭和23	1948	69	昭和53	1978	39	平成20	2008	9
昭和24	1949	68	昭和54	1979	38	平成21	2009	8
昭和25	1950	67	昭和55	1980	37	平成22	2010	7
昭和26	1951	66	昭和56	1981	36	平成23	2011	6
昭和27	1952	65	昭和57	1982	35	平成24	2012	5
昭和28	1953	64	昭和58	1983	34	平成25	2013	4
昭和29	1954	63	昭和59	1984	33	平成26	2014	3
昭和30	1955	62	昭和60	1985	32	平成27	2015	2
昭和31	1956	61	昭和61	1986	31	平成28	2016	1

年金相談窓口のご確認

年金のご相談

問い合わせ先	電話番号 (FAX番号)	受付時間
〇〇年金事務所	00-0000-0000	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時
街角の年金相談センター	00-0000-0000	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時
ねんきんダイヤル	0570-05-1165	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時
〇〇市区町村窓口	00-0000-0000 (00-0000-0000)	平日：〇〇時～〇〇時 土日祝：〇〇時～〇〇時

国民年金被保険者の種類

国民年金被保険者の種類は職業などによって3種類あり、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。

	どんな人が？	加入の届出先は？	保険料の納付は？
第1号 被保険者 (20歳以上 60歳未満)	国内居住者である ・学生 ・自営業者 ・農林漁業者 等	お住まいの市区役所 または町村役場	各自が納付
第2号 被保険者	・会社員 ・公務員 等	お勤め先で事業主が 届出	お勤め先で納付 (給料から天引き)
第3号 被保険者 (20歳以上 60歳未満)	第2号被保険者に 扶養されている 配偶者	配偶者のお勤め先 経由で届出	自己負担なし (配偶者が加入する年金 制度が負担)

※なお、国民年金に任意加入する方も第1号被保険者と同じ扱いとなります。

 老-No.10

— 年金額の推移 —

種 別		年 月	平成24.4~ (物価スライド)	平成25.10~ (特例水準解消)	平成26.4~ (物価スライド) (特例水準解消)	平成27.4~ (物価スライド) (特例水準解消) (マクロ経済 スライド)	平成29.4~ (物価スライド)
			年 額	年 額	年 額	年 額	年 額
老 齡 基 礎 年 金	-		(定額分) 786,500円(満額) (付加年金) 200円×納付月数	(定額分) 778,500円(満額) (付加年金) 200円×納付月数	(定額分) 772,800円(満額) (付加年金) 200円×納付月数	(定額分) 780,100円(満額) (付加年金) 200円×納付月数	(定額分) 779,300円(満額) (付加年金) 200円×納付月数
障 害 基 礎 年 金	1級		983,100円	973,100円	966,000円	975,100円	974,125円
	2級		786,500円	778,500円	772,800円	780,100円	779,300円
	子の加算(1人)		226,300円	224,000円	222,400円	224,500円	224,300円
	3人目以後		75,400円	74,600円	74,100円	74,800円	74,800円
遺 族 基 礎 年 金	配 偶 者 に 支 給 す る 額	子が1人	1,012,800円	1,002,500円	995,200円	1,004,600円	1,003,600円
		子が2人	1,239,100円	1,226,500円	1,217,600円	1,229,100円	1,227,900円
		3人目以後	75,400円を加算	74,600円を加算	74,100円を加算	74,800円を加算	74,800円を加算
	子 に 支 給 す る 額	子が1人	786,500円	778,500円	772,800円	780,100円	779,300円
		子が2人	1,012,800円	1,002,500円	995,200円	1,004,600円	1,003,600円
		3人目以後	75,400円を加算	74,600円を加算	74,100円を加算	74,800円を加算	74,800円を加算

寡婦年金	計算方法	夫が受ける老齢年金・老齢基礎年金額×4分の3	
死 亡 一 時 金	定 額 給 付	36ヵ月以上 180ヵ月未満	120,000円
		180ヵ月以上 240ヵ月未満	145,000円
		240ヵ月以上 300ヵ月未満	170,000円
		300ヵ月以上 360ヵ月未満	220,000円
		360ヵ月以上 420ヵ月未満	270,000円
		420ヵ月以上	320,000円

余白



請求書等記入例 – 必要書類を含む –

寡婦年金

死亡一時金

寡婦年金・死亡一時金の支給要件の確認に関する申立書（参考様式）

寡婦年金・死亡一時金の支給要件の確認に関する申立書

生前の 〇〇 〇〇 は、老齢基礎年金の受給について、65歳時に遡らずに、
今後の年金受給（支給の繰下げ）を予定しておりました。

以上について相違ありません。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿
(〇〇年金事務所長 殿)

住所

氏名

印

余白